

第 2 1 号議案

東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例

東大和市地区計画区域内建築条例（平成9年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項中「平成21年東大和市告示第2号」を「令和5年東大和市告示第11号」に改める。

別表第2の6の項を次のように改める。

6 向原団地地区整備計画区域

地区	建築物の用途の制限	容積率 の最高 限度	建蔽率 の最高 限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	壁面の位置の制限	建築物の 高さの最 高限度	建築物の形 態又は意匠 の制限	垣又は柵の 構造の制限
複合住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 共同住宅 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 3 法第48条第3項の許可を受けたもの 4 前3号の建築物に附属するもの	—	—	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線、地区施設境界線又は隣地境界線までの距離は、立川都市計画向原団地地区地区計画の計画図3に示す壁面の位置の制限に係る距離以上とする。	—	—	道路に面して設ける建築物に附属する塀(法令の制限等により設置するものを除く。)の高さは、1.5メートル以下とし、道路面(土地の形質上、土留壁を設置する必要がある敷地については、敷地地盤面)から0.6メートルを超え、他の部分に類するものに類するものに限る。
	次に掲げる建築物以外の建築物 1 共同住宅 2 集会所 3 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 4 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 6 前各号の建築物に附属するもの	—	—	—		—	—	
住宅地区								

創出用地地区 A	次に掲げる建築物以外の建築物 1 学校 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 3 東大和市街づくり条例（平成22年条例第17号）第38条第2項の規定に基づく協議により整備する建築物 4 前3号の建築物に附属するもの
	道路に面して設ける建築物に附属する塀（法令の制限等により設置するものを除く。）の高さは、2メートル以下とする。ただし、道路路面（土地の形質上、土留壁を設置する敷地について敷地は、敷地地盤面）から0.6メートルを超える部分を他の網状その他これに類するものに限る。

創出用地地区 B	—												面 道路にける附 して設ける建 築物に属する 屏（法令の制 限等によるも の設置を除く。 ） 1. 5メ下とだ トルす。道路 し、土地の形 （土留する 上、設置があ る必要にない 敷地は、敷地 ては、敷地面 地盤面）かメ ら0.6メを超 え部分を他す 網状その他す るもの類とし たものに限 る。
----------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。